

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 2月13日

高知地方裁判所民事部

裁判所書記官 富 田 浩 生

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 3月 9日 午前 9時00分から 令和 8年 3月16日 午後 4時30分まで
開札期日	日 時 令和 8年 3月18日 午前10時00分 場 所 高知地方裁判所競売室
売却決定 期日	日 時 令和 8年 4月 8日 午前 9時30分 場 所 高知地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8年 3月19日 午前 9時00分から 令和 8年 3月23日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを 令和 8年 2月13日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 なお、上記期間入札において買受申出がないときは、特別売却に付します。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	6, 250, 000 5, 000, 000	一括	1, 250, 000	80, 730	0
1	3, 940, 000				
2	2, 310, 000				

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|---------------------|
| 1 | 所 在 | 吾川郡いの町神谷字三島田ノ上 |
| | 地 番 | 140番 |
| | 地 目 | 雑種地 |
| | 地 積 | 2802平方メートル |
| | (現況) | |
| | 地 目 | 宅地 |
| 2 | 所 在 | 吾川郡いの町神谷字三島田ノ上140番地 |
| | 家屋 番号 | 140番 |
| | 種 類 | 事務所 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 |
| | 床 面 積 | 84.00平方メートル |

物 件 明 細 書

令和 7年12月23日

高知地方裁判所民事部

裁判所書記官 富 田 浩 生

1 不動産の表示 別紙物件目録記載のとおり
【物件番号1, 2】

2 売却により成立する法定地上権の概要
なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1, 2】
なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号1】

本件所有者及び本件債務者会社が占有している。本件所有者所有の下記売却対象外未登記建物及び構造物と本件債務者会社所有の売却対象外自家用給油取扱所（地下埋設タンクあり）が本件土地上に存在する。

記

- 1 売却対象外未登記建物①
種類 倉庫
構造 木・ブロック造陸屋根平家建
床面積 概測約14平方メートル
- 2 売却対象外未登記建物②
種類 作業場
構造 鉄骨造鋼板ぶき平家建
床面積 概測約65平方メートル

【物件番号2】

本件所有者会社が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

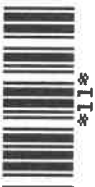


【物件番号1】

売却対象外の土地（地番139番）を通行のため利用している。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。（このほか、B I Tのお知らせメニューにも掲載されています。）



物 件 目 録

1 所 在 吾川郡いの町神谷字三島田ノ上

地 番 140番

地 目 雑種地

地 積 2802平方メートル

(現況)

地 目 宅地

所有者 A

2 所 在 吾川郡いの町神谷字三島田ノ上140番地

家屋 番号 140番

種 類 事務所

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建

床 面 積 84.00平方メートル

所有者 有限会社高保運送



令和 7 年（ケ）第 16 号
令和 7 年 7 月 3 日受理
令和 7 年 11 月 27 日提出

現 況 調 査 報 告 書

高知地方裁判所

執行官 楠 本 賢 志

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 吾川郡いの町神谷字三島田ノ上
地 番 140 番
地 目 雑種地
地 積 2802.00 平方メートル

所有者 A

2 所 在 吾川郡いの町神谷字三島田ノ上140番地
家屋 番号 140 番
種 類 事務所
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
床 面 積 1階 84.00 平方メートル

所有者 有限会社高保運送

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(2 枚目)

(占有関係用 (単独))

占有者及び占有権原 (物件1関係)		
占有範囲		■全部 □
占有者		■債務者兼物件2建物所有者会社 □
占有状況		■敷地 □駐車場 ■動産類置場 □居宅 □事務所 □店舗 □倉庫 □
■関係人 (■A (占有者会社代表者兼物件1土地所有者) □ ()) の陳述 / □提示文書 () の要旨		
占有権原		□貸借権 ■使用借権 □
占有開始時期		平成 7 年ころ
最初の契約等	契約日	平成 7 年ころ
	期間	平成 7 年ころから □ 年 月 日まで 年間 ■期間の定めなし
更新の種別		□合意更新 □自動更新 □法定更新
現在の契約等	期間	年 月 日から □ 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし
契約等	貸主	■所有者 □その他の者 ()
当事者	借主	■占有者 □その他の者 ()
賃料・支払時期等		毎 金 円 (毎 限り 分支払) □前払 (分 円) □相殺 (分 円)
敷金・保証金		□ない □ある (□敷金 円 □保証金 円)
特約等		□譲渡・転貸を認める □
その他		
執行官の意見		■上記のとおり □下記のとおり □「執行官の意見」のとおり
■上記について契約書は確認できない。関係人の陳述に基づいて上記のとおり認めた		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

目的外建物の概況 (物件 1 関係)		
1	所 在	高知県吾川郡いの町神谷字三島田ノ上 140番
	家 屋 番 号	☒ ない (未登記) ☐
	種 類	☐ 居宅 ☐ 店舗 ☐ 共同住宅 ☐ 工場 ☒ 倉庫 ☐
	構 造	木・ブロック造陸屋根平家建
	床面積 (概略)	概測約14平方メートル
	所 有 者	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 () ☐ 不明
	建 築 時 期	☐ 年 月 日ころ ☒ 不明
	建 築 者	☐ 現所有者 ☒ その他の者 (亡B) ☐ 不明
その他の事項	☒ 以下「未登記目的外建物1」という	
2	所 在	高知県吾川郡いの町神谷字三島田ノ上 140番
	家 屋 番 号	☒ ない (未登記) ☐
	種 類	☐ 居宅 ☐ 店舗 ☐ 共同住宅 ☐ 工場 ☐ 倉庫 ☒ 作業場
	構 造	鉄骨造鋼板ぶき平家建
	床面積 (概略)	概測約65平方メートル
	所 有 者	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 () ☐ 不明
	建 築 時 期	☐ 年 月 日ころ ☒ 不明
	建 築 者	☐ 現所有者 ☒ その他の者 (亡B) ☐ 不明
その他の事項	☒ 以下「未登記目的外建物2」という	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(4 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (債務者兼物件2建物所有者会社代表者兼物件1土地所有者)	1 物件2の建物は、債務者兼物件2の建物所有者会社（以下「債務者会社」という。）の事務所として使用しています。債務者会社は、令和7年4月ころから休業しています。 2 物件1の土地に隣接する土地のほとんどが私の所有のため、物件1の土地の範囲は分かりません。また、第三者との間で土地の境界に関する紛争はありません。 3 物件1の土地上の物件2の建物を除く未登記目的外建物や構築物は、給油施設を除いて、全て私の亡父が二、三十年前に建てたもので、父他界後に私が相続しました。未登記目的外建物や構築物は、いずれも物件2の建物に附属するものではなく、別の建物です。 4 物件1の土地は、町道より高くなっているため、町道から物件1の土地に至るために、隣接する私所有の件外139番の土地を利用しています。 5 債務者会社が、物件1の土地を利用することについて、債務者会社との間で金銭等の授受はありません。 6 物件2の建物に雨漏りやシロアリ被害はないと思います。 7 物件2の建物の建っている位置が、法務局に備付けの建物図面記載の位置と異なっているとのことですが、物件2の建物の位置は、新築当時から変わっていないと思います。 8 登記記録上の物件1の土地の地積が、2802平方メートルとなっているとのことですが、同土地の名寄帳上の現況地積は555平方メートルとなっていますし、同土地の実際の面積は、555平方メートルだと思っています。 9 公図上、物件1の土地と北東側の件外138番1の土地の間に、水路があるとのことですが、当該場所で水路を見たことがないので、地下にあるのではないかと思います。 以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5 枚目)

執行官の意見

-
- 1 本件受命物件の占有関係は、関係人の陳述及び現況から2枚目ないし4枚目記載のとおり認めた。
 - 2 本件不動産の状況は、土地建物位置関係図、間取図及び添付の写真のとおりである。なお、次のとおり補足する。
 - (1) 物件2の建物の位置関係について、法務局備え付けの建物図面と現況が相違しているが、関係人の陳述及びいの町役場での調査結果等から、土地建物位置関係図のとおりと認めた。
 - (2) 物件1の土地について、関係人は大幅な縄縮みがある旨主張していると思われるが、関係人の主張するような縄縮みは見受けられなかった。
 - 3 物件1の土地は、物件2の建物、未登記目的外建物1及び2の敷地等として使用されている。同土地の範囲は、現況上判然としない。なお、法務局には、物件1の土地の法14条1項地図が備え付けられており、同図面によって土地の範囲を明らかにすることは可能であると思われる。
 - 4 いの町役場での調査結果は、次のとおりである。
 - (1) 物件1の土地は、都市計画区域外に位置し、同土地の北西側に接面する道路は町道である。
 - (2) 上記町道にいの町の上水道が整備されており、件外139番の土地を経由して物件2の建物に接続されている。なお、本件土地の周辺に公共下水道は整備されていない。
 - 5 高知県土木部防災砂防課での調査によれば、物件1の土地が、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域（土石流、急傾斜地）に該当しているとのことである。買受希望者は、必要に応じて、その詳細を上記防災砂防課で確認されたい。
 - 6 物件1の土地の中央付近に設置されている2つの建造物（物置及び休憩室）は、ブロックの上に置かれている状態で固定されておらず、定着していないため、いずれも動産と認めた。
 - 7 構築物1は、設置状況から、未登記目的外建物1の附合物もしくは従物と認めた。構築物1は、物件1の土地、公図上の水路、件外138番1の土地及び件外136番の土地上にまたがって設置されていることがうかがえる。構築物2は、土地に定着している。
 - 8 自家用給油取扱所は、仁淀消防組合本部での調査結果及び関係人の陳述等から、売却対象外の構築物と認めた。なお、仁淀消防組合消防本部での調査結果は、次のとおりである。買受希望者は、必要に応じて、その詳細を仁淀消防組合消防本部で確認する必要があると思われる。
 - (1) 債務者会社名義で、平成7年4月に設置許可がされている。なお、台帳では、設置場所は高知県吾川郡いの町神谷138番地となっている。
 - (2) 円筒横置型タンクが2基（合計19.2リットル）埋設されている。
 - (3) 自家用給油取扱所を承継して使用する場合、もしくは廃止する場合は、消防法上、譲渡、引渡、廃止等の届出が必要となる。
 - 9 公図上、物件1の土地と件外138番1の土地の間に水路が存在するが、現況上、該当するものは発見できなかった。
 - 10 町道と物件1の土地には高低差があり、町道から物件1の土地に至るため、件外139番の土地を利用していることがうかがえる。買受人が、件外139番の土地を通行するには、同土地所有者との間で協議を実施する必要があると思われる。
 - 11 物件2の建物には、一見して顕著な雨漏り被害やシロアリ被害は確認できなかったが、被害の有無は不明である。
 - 12 買受人は、本件不動産内の動産類の撤去等費用の負担を余儀なくされる可能性があることに留意を要する。

以上

(調査経過用)

調査の経過

調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年7月7日(月) 10:00-10:10	高知地方法務局	公図公簿等調査
令和7年7月7日(月) 11:15-11:40	いの町役場	公法上の規制等調査、上下水道整備状況調査
令和7年7月7日(月) 13:00-13:20	物件所在地	接道外観等調査(写真撮影)
令和7年7月7日(月) 14:25-14:35	高知地方法務局	公図公簿等調査
令和7年7月11日(金) 9:40-10:00	高知県庁	土砂災害区域該当調査
令和7年7月15日(火) 10:35-11:05	いの町役場吾北庁舎	地籍調査の結果等調査
令和7年7月31日(木) 10:40-11:00	物件所在地	占有関係等調査(不在、文書差置)
令和7年8月12日(火) 10:50-11:20	物件所在地	占有関係等調査(Aと面談)
令和7年8月14日(木) 13:25-14:25	いの町役場	占有関係等調査、物件特定調査
令和7年8月15日(金) 8:30-8:40	仁淀消防組合消防本部	占有関係等調査、公法上の規制等調査
令和7年8月18日(月) 13:50-14:00	仁淀消防組合消防本部	占有関係等調査、公法上の規制等調査
令和7年10月9日(木) 13:40-15:00	物件所在地	立入調査(写真撮影、A立会)

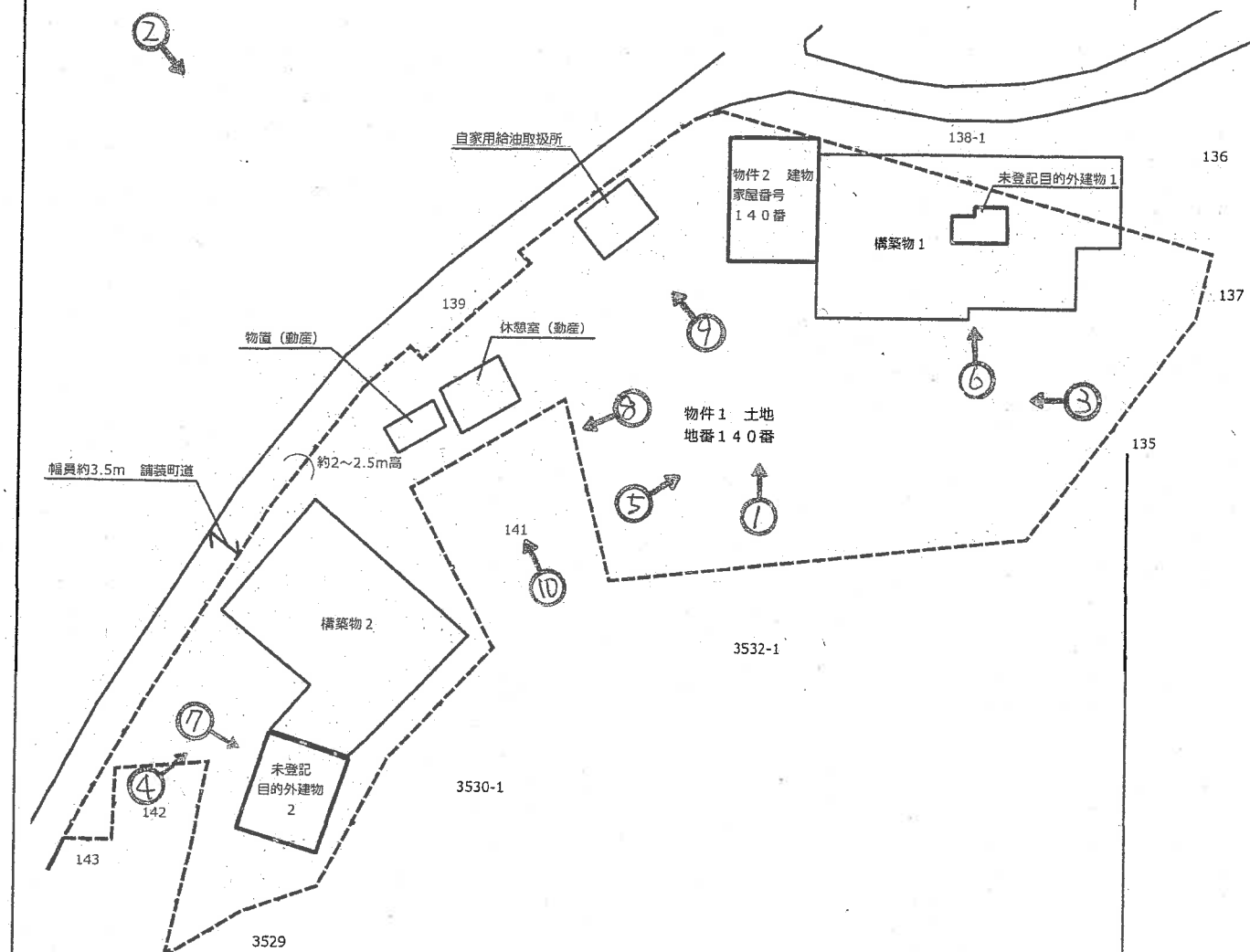
(特記事項)

- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行させて臨場した。
- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。
- ☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。
- ☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(7 枚目)

土地建物位置関係図

S≒1/600



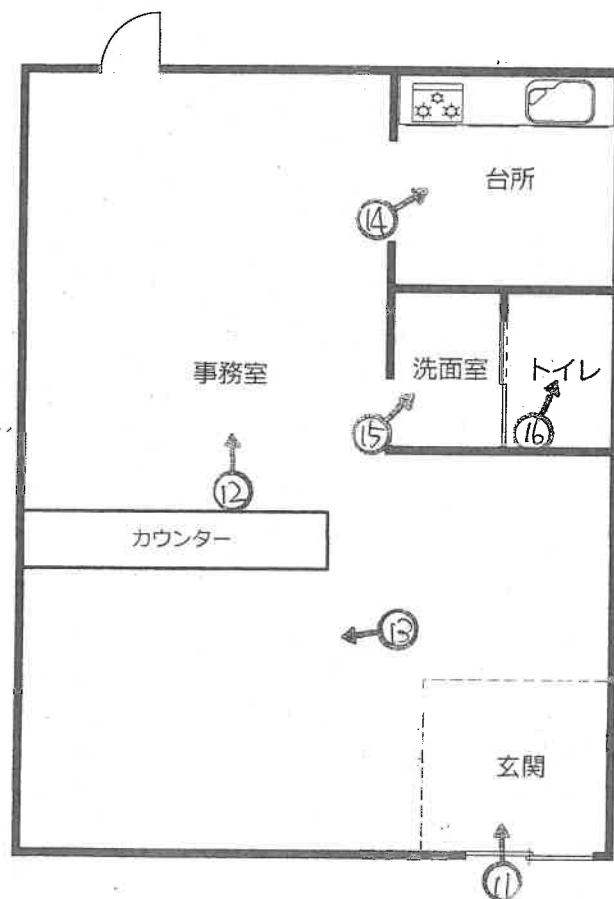
※境界が判然としない部分については破線にて表示

間取図

吾川郡いの町神谷字三島田ノ上140番地
物件2 建物

家屋番号140番

S≒1/100



1



本件不動産の状況

物件 1

2



本件不動産の状況

自家用給油取扱所

件外土地

町道



5

構築物 1

件外建物



本件不動産の状況

物件 1

6

構築物 1

未登記目的外建物 1



本件不動産の状況

物件 1

(1 2 枚目)



9

自家用給油取扱所



本件不動産の状況

物件 1

10

物置 (動産)

休憩室 (動産)

物件 1



本件不動産の状況

件外土地

(14枚目)

11



玄関

12



事務室

(15枚目)

13



事務室

14



台所

(16枚目)

15



洗面室

16



トイレ

(17枚目)

令和7年 (ケ) 第16号
令和7年10月 9日 現地調査
令和7年11月25日 評 価

高知地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

濱田 英資

第1 評価額

一 括 価 格	
金 6, 2 5 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 3, 9 4 0, 0 0 0 円
物件2 (建物)	金 2, 3 1 0, 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件1乃至2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは、物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	吾川郡いの町神谷字三島田ノ上 140番 雑種地 2802.00m ²	宅地
2	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	吾川郡いの町神谷字三島田ノ上 140番地 140番 事務所 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 84.00m ²	
番 号	特 記 事 項		
1	物件1土地は物件2建物の敷地として利用されており、現況地目は宅地であると判断される。 本件土地には、次の未登記目的外建物が存している。 <未登記目的外建物1> ・種 類：倉庫 ・構 造：木・ブロック造陸屋根平家建 ・床面積：約14m² <未登記目的外建物2> ・種 類：作業場 ・構 造：鉄骨造鋼板ぶき平家建 ・床面積：約65m²		

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R土讃線「伊野」駅の北西方約7.1km（道路距離） 「鹿敷第一」バス停の北東方約180m（道路距離）	
付 近 の 状 況	山際に資材置場や農家住宅等が見られる地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一般 的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	都市計画区域外 — — — — 土砂災害特別警戒区域、 土砂災害警戒区域（土石流・急傾斜地）
画 地 条 件	規 模 形 状 間 口 × 奥 行 接面道路との関係	2802.00㎡（登記数量） 規模は周囲の画地に比して相当過大 不整形 約90m×約50m 北西側町道に対し2～2.5m高く接する中間 画地
接面道路の状況	北西側：幅員約3.5mの舗装町道	
土地の利用状況等	利 用 現 況 隣接地の状況	物件1は物件2の敷地として利用されている。 （東側）林地 （西側）道路 （南側）林地 （北側）宅地
供 給 処 理 施 設	上 水 道 ガ ス 配 管 下 水 道	あり なし なし (注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の 本管（以下、施設管という）が通っており、通常で敷地内への引込 が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施 設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不 明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理 を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的 に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。
特 記 事 項	土壌汚染の可能性について調査したところ、有害物質使用特定施設等の届出はないが、現地での土壌汚染調査を行っていないため、土壌汚染の可能性は不明である。 また、高知県遺跡地図にて、本件土地は周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しないことを確認した。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建 築 時 期 及 び 経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）： 平成28年8月19日新築 経 過 年 数： 約9年 経済的残存耐用年数： 約16年
仕 様	構 造： 木造 屋 根： 亜鉛メッキ鋼板ぶき 外 壁： サイディングボード 外 内 壁： 合板、ビニールクロス 外 天 井： ビニールクロス 外 床： 合板 外 設 備： 電気 外 その他：
床 面 積 （ 現 況 ）	84.00㎡（公簿床面積）
現 況 用 途 等	階 層 平家建 用 途 事務所 間 取 り （別紙間取図のとおり）
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書参照
特 記 事 項	平成28年に新築され、耐用年数が約16年残存していると判断される比較的新しい建物である。 外装、内装ともに大きな損傷・破損箇所は認められず、保守管理の状態は普通程度と判断される。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

一体地としての目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番 号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	市場性 修 正 オ	建 付 地 価 格 (円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ×オ
1	13,500	0.29	2,802.00	0.95	0.70	7,290,000

ア 標 準 価 格：……取引事例、競落事例等を参考にして査定した。

イ 個 別 格 差：……形状等を考慮した。

ウ 地 積：……登記数量による。

エ 建 付 減 価：……0.95 建物の状態や最有効使用等を考慮して査定した。

オ 市 場 性 修 正：……0.70 未登記目的外建物や構築物が存することや、動産の撤去等が必要なこと等により市場性が劣り、減価を要する。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番 号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	市場性 修 正 エ	建 物 価 格 (円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ
2	100,000	84.00	0.53	0.70	3,120,000

イ 現況延床面積：……登記数量による。

エ 市 場 性 修 正：……0.70 上記(1)オと同様

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番 号	建 付 地 価 格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) (万円未満四捨五入) ア×イ
1	7,290,000	0.10	土地利用権	730,000

(2) 内訳価格及び一括価格

番 号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	競売市場 修 正 エ	評 価 額 (円) (万円未満四捨五入) (ア±イ)×ウ×エ
1	7,290,000	－730,000		0.60	3,940,000
2	3,120,000	＋730,000		－	0.60
一 括 価 格 (合計)					6,250,000

ウ 占有減価修正：……考慮不要

エ 競 売 市 場 修 正：……「第2 評価の条件」記載の競売市場の特殊性を考慮した。

第6 参考価格資料

1 固定資産税評価額（令和6年度）

物件1 2,616,270円

物件2 3,935,142円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。

決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

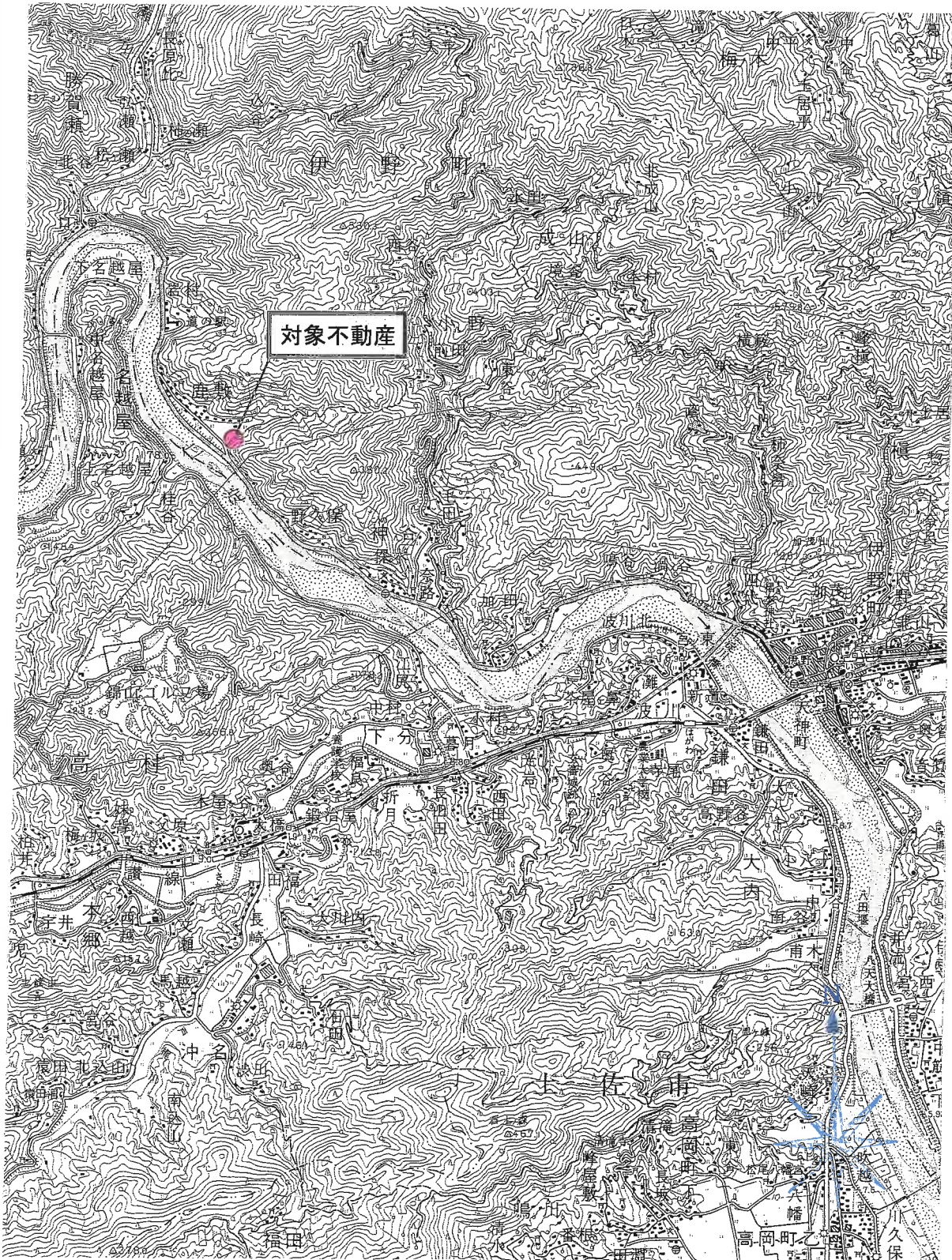
第7 附属資料の表示

- 1 受命物件所在位置略図
- 2 公図写
- 3 建物図面・各階平面図写
- 4 土地建物位置関係図
- 5 建物間取図写

以 上

所在位置略図

S≒1/50,000



「国土地理院『1:50,000地形図』伊野」

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年7月7日

高知地方支務局

登記簿

建物図面・各階平面図写
(物件2)

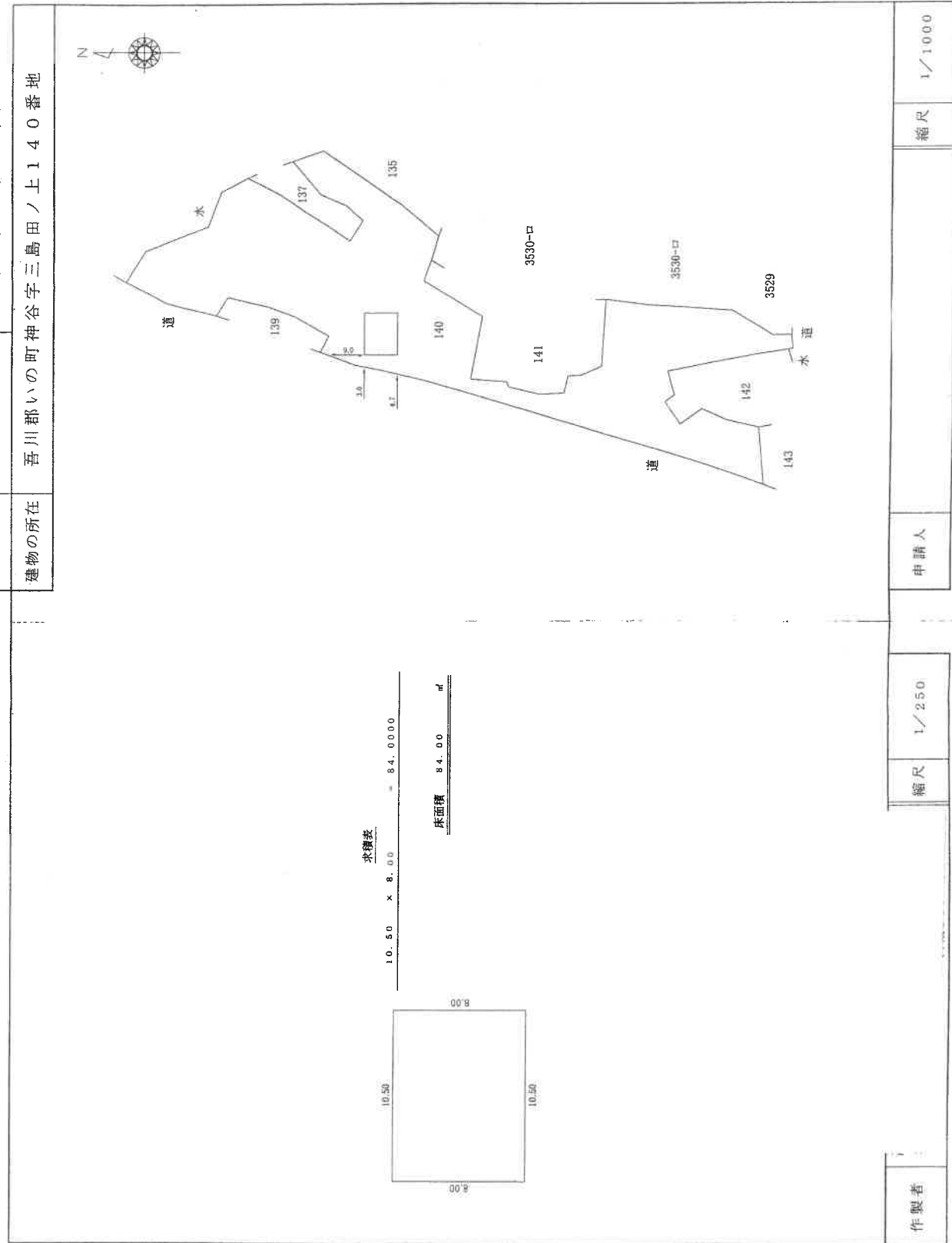
(A4判に縮小)

J No 17823

各階平面図

建物図面

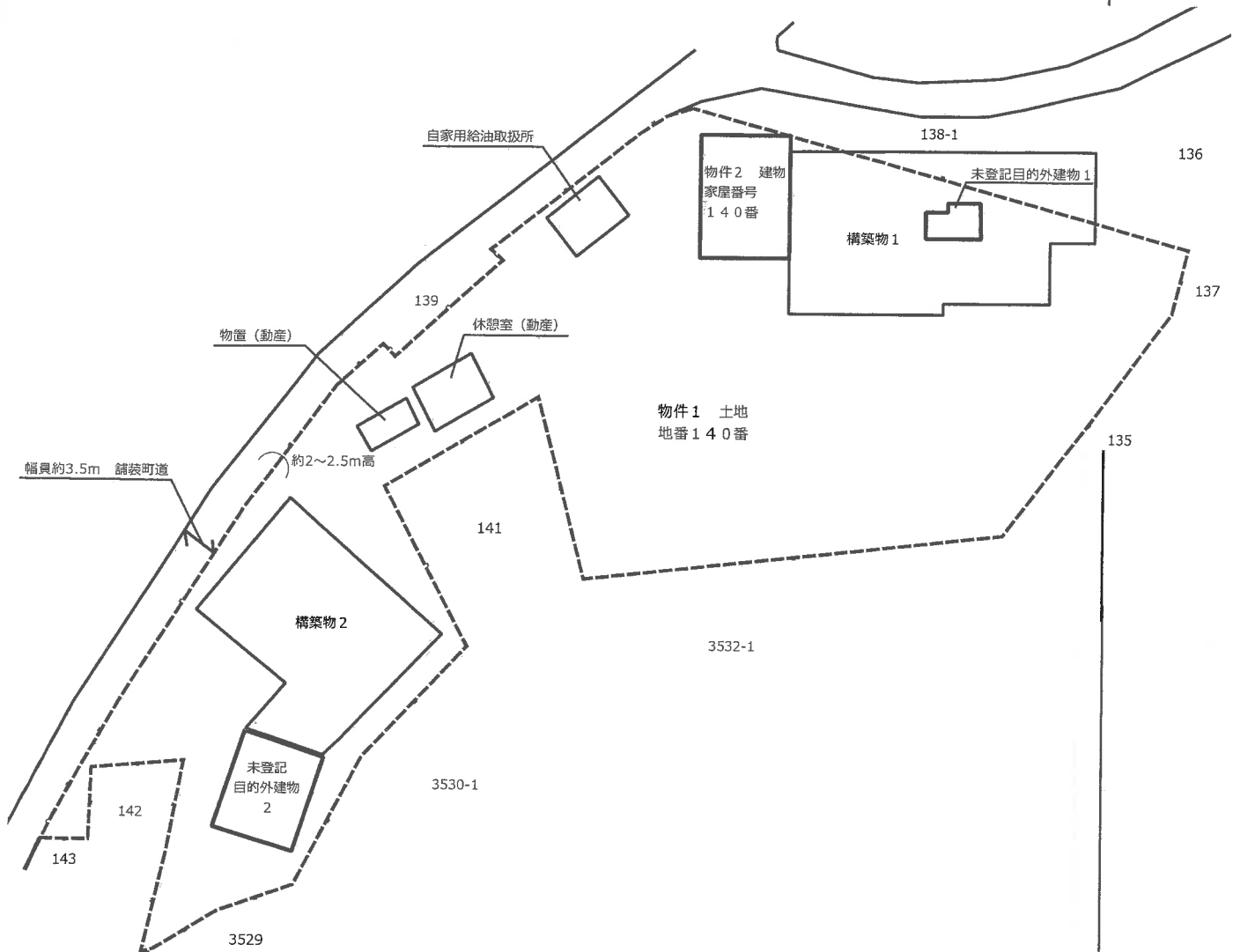
家屋番号	140番
建物の所在	吾川郡いの町神谷字三島田ノ上140番地



(高知県土地家屋調査士会)

土地建物位置関係図

S≒1/600



※境界が判然としない部分については破線にて表示

間取図

吾川郡いの町神谷字三島田ノ上140番地
物件2 建物

家屋番号140番

S≒1/100

